

会 議 の 名 称	産 業 建 設 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 8 年 6 月 25 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 09 時 58 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 07 分
出 席 者	河 崎 周 平 山 田 紘 治 堀 隆 和 川 柳 雅 裕 安 井 智 子 安 藤 誠	
欠 席 者		
オ ブ ザ ー バ ー	議 長 原 一 郎 副 議 長 南 谷 清 司	
傍 聴 者	藤 川 貴 雄 議 員 花 村 隆 議 員	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	國 枝 副 市 長 鷺 野 副 市 長 吉 村 市 長 室 長 藤 井 建 設 部 長 山 田 上 下 水 道 部 長 上 坂 土 木 監 理 課 長 箕 浦 監 理 担 当 課 長 野 村 經 営 課 長 池 戸 經 営 課 長 補 佐 中 島 工 務 課 長 豊 田 上 水 道 課 長 高 島 工 務 課 長 補 佐 東 松 工 務 担 当 課 長 補 佐 清 水 浄 化 セ ン タ ー 所 長 藤 井 議 会 事 務 局 長 浅 井 議 会 総 務 課 長 堀 議 会 総 務 課 長 補 佐 森 議 会 事 務 局 主 任	
協 議 事 項	1 付 託 案 件 の 審 査 ・ 議 第 62 号 損 害 賠 償 の 額 を 定 め る こ と に つ い て ・ 議 第 63 号 市 道 路 線 の 認 定 に つ い て	

【開会＝午前 09 時 58 分】

河崎委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。安藤委員からは欠席のご連絡をいただいておりますので、ご了承ください。

本委員会に付託されました案件につきましては、お手元に配付したとおりであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に、委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に、「議第 62 号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

川柳委員

まず、コミュニティバスの修理代につきましては、ご説明いただき承知しております。事故の場合、双方又は所有者の自動車保険や損害保険に加入していると思いますが、これらによって補うことはできないのでしょうか。

工務課長

今回の事案におきましては、コミュニティバス側に過失はございませんので、水道賠償責任保険によって全て支払われます。所有者側に過失がある場合においては、所有者の選択により、所有者側の自動車保険により補われることもあるかと思えます。

川柳委員

水道賠償責任保険で今回は全て支払われるということですが、一般論でお尋ねします。今回は水道管の損傷による道路の陥没によって事故が発生したということですが、自然災害や道路落下物など、予測困難な破損や事故の場合、道路管理者としてはどのような責任を負うことになるのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

工務課長

今回の事案は、道路管理者に過失はございません。道路管理者の過失は、その都度、事故の原因や状況により異なります。

川柳委員

そもそもコミュニティバスですが、市が運行の委託をしていることは承知しております。この車両は、いわゆるリ

工務課長	ースや貸出し、又は買い取りなど、所有者が決まっているとか、いろいろとあると思いますが、委託業者の所有になるのでしょうか。今回のケースについてお知らせください。 委託では、市所有が2台、事業者所有が5台で運行しておりますが、今回の事故車両につきましては、運行事業者所有のものでございます。
川柳委員	確認ですが、バスは5台運行されており、市の所有が2台、事業者の所有が4台、そして、リースであるハイエース1台がコミュニティバスとして運行されているということで、所有者が市2台、事業者4台、リース1台と分かれています中で、どの車両がもしこのような事故に遭ったとしても、取扱いは同様になるということでしょうか。
工務課長	市所有のバスであったとしても、また、リースのハイエースであったとしても、今回は水道管の破損が原因となりますので、水道賠償責任保険により支払われることとなります。
河崎委員長	ほかにご質問はございませんか。
安井委員	令和8年2月8日、桑原町八神地内の道路上において、水道管の破損による道路陥没が発生し、コミュニティバスが損傷したとのことですが、市内に同時期に布設された水道管は多数あると思われます。今後は老朽管が増えることで、漏水発見時の初動対応も重要となると思われますが、今後の初動対応の対策をお聞かせください。
工務課長	今回の事案におきましては、水道業者へ修理依頼済でございましたが、即座に対応できないとのことで、修理待ちの状況の中で事故が発生いたしました。 そのため、再発防止に向けて、修理依頼先である羽島市上下水道工事指定店組合と、休日夜間における緊急工事体制について協議を行い、一業者のみで対応できない場合は他業者の協力を仰ぎ、原則として即時に工事対応ができる体制づくりをお願いいたしました。 また、本事案のように損傷が急激に進行することも考慮し、迅速な修理対応ができない場合は、保安施設の設置を行い、通行規制の措置を実施することで、二次災害を防止するよう周知徹底を図りました。

河崎委員長	今後は、より一層の事故防止に努めてまいります。 ほかにご質問はございませんか。 〔発言する者なし〕
河崎委員長	質疑を終わります。続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
河崎委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 62 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
河崎委員長	ご異議なしと認め、議第 62 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、議第 63 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
堀委員	市道 07-3-277 狐穴柳原 8 号線についての質問です。何の目的で市道路線を認定するのか教えてください。
監理担当課長	宅地造成を目的に築造された道路を、市に寄附したいとの申出をいただいたためであります。
堀委員	市道路線の認定図によりますと、土地の途中までで行き止まりになっておりますが、普通は起点や終点があるかと思います。その点について教えてください。
監理担当課長	路線の終点に隣接する土地が住宅地であるため、行き止まりとなっております。
堀委員	それでは 3 回目の質問ですが、図面では地目が「田」になっておりますが、何に転換されるのか教えてください。
監理担当課長	3 筆の宅地でございます。
河崎委員長	ほかにご質問はございませんか。

河崎委員長	〔発言する者なし〕 質疑を終わります。討論を行います。討論のある方はご発言願います。
河崎委員長	〔発言する者なし〕 討論を終わります。採決を行います。議第 63 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
河崎委員長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議なしと認め、議第 63 号は原案のとおり可決することに決しました。 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。 【閉会＝午前 10 時 07 分】